



令和8年3月2日

住宅都市みどり局都市計画部地域交通課

福岡市政担当記者各位

第2弾
(新規エリア)

**公共交通不便地等における生活交通確保の取組み
市や地域と共働で取り組む交通事業者を募集します！**

高齢化の進展などに伴い、買い物や通院など日常生活に欠かすことのできない生活交通の確保が重要となっています。

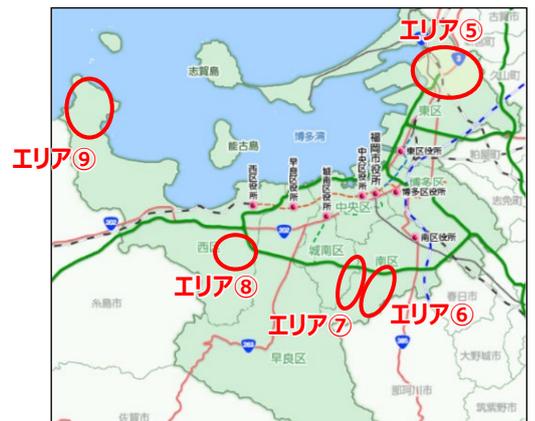
福岡市では、公共交通不便地等における支援制度を拡充しており、本制度を活用しながら、地域の実情に応じた持続可能な生活交通確保に向けた取組みを進めています。

この度、新たに下記区域において、市や地域と共働して生活交通の確保に取り組む交通事業者を募集しますので、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

■ 公募対象区域

- エリア⑤ 東区（香椎下原・香椎東・香住丘校区）
- エリア⑥ 南区（柏原・東花畑校区）
- エリア⑦ 南区・城南区（西長住・堤・堤丘校区）
- エリア⑧ 西区（吉岐・吉岐南・吉岐東校区）
- エリア⑨ 西区（北崎校区）

※エリア①～④は令和7年12月に交通事業者を決定済み



▲位置図

■ スケジュール（予定）

- ・ 令和8年3月 2日（月） 公募開始（公募要綱等の公表）
- ・ // 3月 6日（金） 公募説明会
- ・ // 3月30日（月） 応募表明書の提出締切
- ・ // 4月13日（月） 企画提案書の提出締切
- ・ // 4月下旬ごろ 最優秀提案者の決定

※令和8年秋頃より、順次、運行開始予定

※公募要綱等の公募資料は、下記福岡市ホームページに公表しています

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/chiiikotsu/machi/fubenchi.html>



【問い合わせ先】

住宅都市みどり局都市計画部地域交通課 担当：中村
TEL：092-707-1037（内線 2851） FAX：092-733-5590

【参考】業務内容・資格要件・運行内容

1. オンデマンド交通

○業務内容

「オンデマンド交通(※)」に係る業務(運行業務、システム設定・運用業務、乗車受付・調整業務 など)

※オンデマンド交通:一定の運行区域で予約のある都度運行するもの

○主な資格要件

道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者
又は事業者グループであること

○運行内容

事業区域	校区	運行曜日・時間
エリア⑤ 東区	香椎下原・香椎東・香住丘	平日 8~18時
エリア⑥ 南区	柏原・東花畑	
エリア⑦ 南区・城南区	西長住・堤・堤丘	
エリア⑧ 西区	壱岐・壱岐南・壱岐東	平日・土日祝 8時30分~18時30分

2. デマンド交通

○業務内容

「デマンド交通(※)」に係る運行業務など

※デマンド交通:路線や一定の運行区域で時間を定め予約に応じて運行するもの

○主な資格要件

道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者
又は事業者グループであること

○運行内容

事業区域	校区	運行曜日・便数
エリア⑨ 西区	北崎	平日・8便

【参考】地域の実情に応じた生活交通の確保イメージ

